

5月は軽自動車税の納付月 二輪車などの税率は引き上げに

問 軽自動車税については 市民税課 ☎ 027-898-5842
自動車税については 県前橋行政県税事務所 ☎ 027-234-1800

軽自動車税の納税通知書を5月中旬に所有者（4月1日現在）へ発送します。納付期限は5月31日（火）まで。記載事項に変更があるときは次の手続きをしてください。

■原付自転車（125cc以下のバイク）・小型特殊自動車

●譲渡などで本人以外が使用

市役所市民税課か各支所税務課で名義変更を。新旧所有者の記名・押印、車台番号が分かる物が必要です。

●本市以外で使用（譲渡を含む）

市役所市民税課か各支所税務課にナンバープレートと返還し、転出先で新しいナンバープレートを取得してください。

●車両を廃棄

市役所市民税課か各支所税務課で廃車手続きを。ナンバープレートと印鑑が必要です。

■軽二輪・二輪の小型自動車・軽四輪の登録変更・廃車

種別・手続き先＝〈軽二輪（125cc超250cc以下）〉自動車整備振興会 ☎ 027-261-0221 〈二輪小型自動車（250cc超）〉群馬運輸支局 ☎ 050-5540-2021 〈軽四輪〉軽自動車検査協会 ☎ 050-3816-3109

■軽三輪車・軽四輪車に重課税率を適用

新車新規登録から13年経過した軽三輪車・軽四輪車に表1のとおり重課税率を適用します。

■原付自転車・二輪車などの税率引き上げ

原付自転車（125cc以下のバイク）・小型特殊自動車（農耕用など）・軽二輪・二輪の小型自動車・雪上車の税率が本年度から表2のとおり引き上げられます。

■グリーン化特例（軽課）

昨年度に新車新規登録した三輪と四輪の軽自動車

で排出ガス性能と燃費性能に優れた環境負荷の小さい車両は、本年度分限り、燃費性能に応じて軽自動車税の税率が軽減。税額は表3のとおりです。

■軽自動車税の減免

障害者の移動のために、本人かその家族が所有・使用する軽自動車などは、申請すると軽自動車税が減免されることがあります。5月31日（火）までに市役所市民税課か各支所で納付前に手続きしてください。

車種 / 新車新規登録日	新車新規登録から13年経過前		【重課税率】
	平成27年3月31日以前	平成27年4月1日以後の新車新規登録	新車新規登録から13年経過
三輪	3,100円	3,900円	4,600円
軽自動車 四輪以上	乗用・家用 7,200円 乗用・営業用 5,500円 貨物・家用 4,000円 貨物・営業用 3,000円	1万800円 6,900円 5,000円 3,800円	1万2,900円 8,200円 6,000円 4,500円

車種 / 年度	平成27年度まで	平成28年度から
原動機付自転車	50cc以下 1,000円 90cc以下（50cc超90cc以下） 1,200円 125cc以下（90cc超125cc以下） 1,600円 ミニカー 2,500円	2,000円 2,400円 3,700円
小型特殊自動車	トラクター、コンバインなどの農耕作業用 1,600円 フォークリフト、ロードローラーなど 4,700円	2,400円 5,900円
軽二輪車など	軽二輪（125cc超250cc以下） 2,400円 ポータトレイラー（二輪） 2,400円 雪上車 3,600円	3,600円
小型二輪（250cc超）	4,000円	6,000円

車種 / 条件	①平成21年排出ガス基準10%低減の電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス軽自動車			④⑤以外
	平成17年排出ガス基準75%低減達成で平成32年度燃費基準	②上記 + ③②以外の乗用車か②乗用車か + ④⑤以外の上記乗用車	③②以外の乗用車か②乗用車 + ④⑤以外の上記貨物車	①～③以外
乗用・家用	2,700円	5,400円	8,100円	1万800円
四輪 乗用・営業用	1,800円	3,500円	5,200円	6,900円
貨物・家用	1,300円	2,500円	3,800円	5,000円
貨物・営業用	1,000円	1,900円	2,900円	3,800円
三輪	2,000円	3,000円	3,900円	4,500円

※②③は、揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。
※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

来年度4月1日付で採用予定の職員採用試験を実施します。概要は下表のとおり。試験案内と申込書は市役所職員課や各支所・市民サービスセンターにあるほか、本市ホームページからダウンロードもできます。郵送で請求する場合は、表面に「採用試験申込用紙請求」と「試験区分」を朱書した封筒に、あて先を記入し14

0円切手を貼った返信用封筒（A4サイズ）を入れ、市役所職員課へ。
第1次試験日Ⅱ①は6月12日（日）、②は9月18日（日）
試験案内の配布期間Ⅱ①は5月18日（水）まで、②は7月13日（水）～8月17日（水）
申込期間Ⅱ①5月10日（火）～18日（水）、②8月9日（火）～17日（水）

このまちに全力を注ぎたい 前橋の新しい力を募集

問 職員課 ☎ 027-898-6507



市職員採用試験		
試験区分	採用予定数	受験資格
事務Ⅰ	30人	次のいずれかに該当する人。①昭和62年4月2日～平成7年4月1日生まれ②平成7年4月2日以降生まれで、学校教育法による大学を卒業したか平成29年3月31日までに卒業見込み（試験は大卒程度）
土木Ⅰ	6人	次のいずれかに該当する人。①昭和51年4月2日以降生まれ②社会福祉士は社会福祉士資格、作業療法士は作業療法士資格がある（本年度の国家試験で取得見込みを含む）
建築Ⅰ	2人	次のいずれかに該当する人。①昭和51年4月2日以降生まれ②薬剤師は薬剤師資格、獣医師は獣医師資格がある（本年度の国家試験で取得見込みを含む）
電気Ⅰ	2人	昭和62年4月2日以降生まれで、保健師資格のある人（本年度の国家試験で取得見込みを含む）
機械Ⅰ	2人	次のいずれかに該当する人。①平成2年4月2日～平成7年4月1日生まれ②平成7年4月2日以降生まれで、学校教育法による大学を卒業したか平成29年3月31日までに卒業見込み（試験は大卒程度）
社会福祉士	3人	次の全てに該当する人。①昭和51年4月2日～平成7年4月1日生まれ②平成7年4月2日以降生まれで、学校教育法による大学を卒業したか、これらと同等と認める学校などを卒業した（平成29年3月卒業見込みを含む。試験は大卒程度）
作業療法士	1人	次の全てに該当する人。①昭和51年4月2日～平成7年4月1日生まれ②平成7年4月2日以降生まれで、学校教育法による大学を卒業したか、これらと同等と認める学校などを卒業した（平成29年3月卒業見込みを含む。試験は大卒程度）
① 薬剤師	2人	次の全てに該当する人。①昭和51年4月2日以降生まれ②社会福祉士は社会福祉士の資格がある③土木Ⅰ、電気Ⅰ、機械Ⅰはそれぞれに関連した計画、設計、施工管理・維持管理などの職務経験、社会福祉士は社会福祉施設などで相談業務などの職務経験が平成21年4月1日から平成28年7月31日までの間に通算5年以上ある（試験は大卒程度）
獣医師	2人	次の全てに該当する人。①昭和51年4月2日～平成7年4月1日生まれ②平成7年4月2日以降生まれで、学校教育法による大学を卒業したか、これらと同等と認める学校などを卒業した（平成29年3月卒業見込みを含む。試験は大卒程度）
保健師	2人	次の全てに該当する人。①昭和51年4月2日～平成7年4月1日生まれ②平成7年4月2日以降生まれで、学校教育法による大学を卒業したか、これらと同等と認める学校などを卒業した（平成29年3月卒業見込みを含む。試験は大卒程度）
② 身体障害者対象	事務Ⅰ 2人	次の全てに該当する人。①身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付を受けている②自力通勤ができ、介助なしに職務の遂行が可能（週38時間45分の勤務が可能）③活字印刷（文字の大きさは試験案内と同程度）による筆記試験に対応できる
社会人経験者対象（※2）	事務Ⅱ 若干名	次の全てに該当する人。①昭和51年4月2日～昭和62年4月1日生まれ②社会福祉士は社会福祉士の資格がある③土木Ⅰ、電気Ⅰ、機械Ⅰはそれぞれに関連した計画、設計、施工管理・維持管理などの職務経験、社会福祉士は社会福祉施設などで相談業務などの職務経験が平成21年4月1日から平成28年7月31日までの間に通算5年以上ある（試験は大卒程度）

（※1）消防職Ⅰ・Ⅱには身体条件があります。詳しくは「試験案内」をご覧ください。
（※2）職務経験の注意事項について、詳しくは「試験案内」をご覧ください。